

旧第二中校舎コミュニティセンター利用のてびき

1. 施設について

(1) 施設名称（仮称）

「旧第二中校舎コミュニティセンター」

(2) 設置目的

社会実証実験を通じて、社会教育に関連する学びの場や地域の交流拠点として柔軟な施設利用を試み、今後の施設の在り方について検証を行う。

(3) 貸付料【市公民館条例参照】

区 分	貸付料	冷暖房料
研修室	1時間につき 220円	1時間につき 100円

※研修室の区分は「研修室1」から「研修室5」までとする。

(4) 休館日

1月2日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。

国民の祝日及び毎月第2、第4月曜日

毎月第1、第3、第5日曜日、毎週土曜日、

(5) 利用時間

午前9時から午後4時まで

(6) 利用料（貸付料）の減免

- 100% 市、市教委、県、国及び公民館が利用する場合
- 100% 市が指定する施設の機能移転を行う団体が使用する場合
自治会（区）・子育てグループ・「とぎ倶楽部」・「憩いの家」での活動
- 50% 社会教育関係団体が利用する場合
- 50% 住民の福祉向上や地域の課題解決のために地域の団体が利用する場合
- 50% 地域の福祉等に貢献するボランティア活動のために市民団体が利用する場合
- 50% 利用者の過半数が18歳未満で構成される団体が利用する場合
- 50% 利用者の過半数が障がい者とその家族で構成される団体が利用する場合

(7) 利用をお断りする場合

- 代表者が津久見市民でなく、更に成年でない
- 個人的な使用
- 物品の販売及び商品の説明会

- 特定の宗教団体の宗教活動や特定の政治団体による政治活動
- 公序良俗を乱すおそれがある
- 施設又は附属施設を破損するおそれがある
- その他、管理運営上支障がある

※音が出る活動を行う団体については、実際に使用して問題ないか検証する。

※詳しくは市公民館までお問い合わせください。

(8) 利用に際してのお願い

- 火薬類、ガソリン、その他の危険物を持ち込まないこと
- 許可なく施設内に張り紙、印刷物等の掲示をしないこと
- 許可された利用時間を守ること
- 他の利用者に迷惑をおよぼすような行為はしないこと
- 清掃を行い、使用した附属施設等を現状に回復すること
- 施設内外はすべて禁煙

※(4)～(8)までの取扱いは、施設の運営状況や施設見学会並びに利用者のアンケート結果により、必要に応じて改正を行う。

また、社会実証としての利用状況を検証し、その結果を踏まえて、今後の運用方法について検討する。

(9) 使用期間

- ・令和8年5月26日(火)から約1年間
- ・予約開始：令和8年5月7日(木)午前8時30分から

(10) 利用申請・支払

- ・予約：市公民館で電話により受付(平日8時30分～17時)
- ・申請・支払：市公民館窓口(平日8時30分～17時)

※申請期限は、利用日の7日前まで

※利用料(貸付料)は、申請時に納付する。

(11) その他

- ・事故・トラブル対応…使用者は職員室で待機している管理人に報告すること。
- ・使用者にアンケートを実施する。(教室等は年度末)
- ・椅子やテーブルには限りがあるので、ご希望に添えず使用できない場合がある。

■ お問い合わせ

津久見市生涯学習課 TEL：82-9528 ・津久見市公民館 TEL：82-2469